

～よりよい川づくりのために～



# 河川愛護モニター募集！

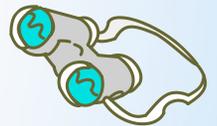
【モニター期間】令和4年7月1日～令和5年6月30日

木曽川下流河川事務所では、地域の皆さんとの交流を深めながら、河川愛護の普及啓発を行い、皆さんに愛される川づくりと一緒に考えていくために、河川愛護モニターとなってくださる方を募集しております。

## 【モニター区間】

①木曽川左岸 1名

②木曽川右岸 1名



## 【業務の内容】

日常生活の範囲内において知り得た河川に関する状況や情報を通報する。

## 【応募資格】

上記区間の近隣にお住まいで、川に接する機会が多く河川愛護に関心のある20歳以上の方。

## 【応募方法】

河川愛護モニター募集要項をお読みのうえ、応募用紙を郵便又はFAXで送信願います。



## 【応募締切】

令和4年5月6日（金）まで



②木曽川右岸：桑名市長島町福吉（国道23号木曽川大橋）から  
愛西市福原新田町（船頭平閘門）まで

①木曽川左岸：木曽岬町源緑輪中（国道23号木曽川大橋）から  
愛西市立田町富安（立田大橋）まで



問い合わせ先・  
応募用紙送付先

国土交通省 木曽川下流河川事務所 占用調整課  
〒511-0002 三重県桑名市大字福島465  
TEL 0594-24-5718 FAX 0594-24-5725  
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>

# 河川愛護モニター応募要項

国土交通省では、河川への関心が高まっているおりから、地域の方にご協力を求めて、河川の監視体制の強化・河川愛護思想の普及啓発のため、河川愛護モニター制度を実施しております。今般、地域の方との交流がますます重要となる中で、より連携を深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募します。

## 1. 活動内容

堤防や河川敷において日常生活の範囲内で知り得た情報等を伝えていただくことが主な活動内容です。ゴミ投棄などの不法行為者等に対し、直接注意する等の特別な業務や権限を有するものではありません。

主な活動内容としては、下記事項のとおりです。

- ①近隣の方等から河川管理、利用等に関する要望があった場合の連絡
- ②河川の自然環境の変化や利用上の障害となるような場合の通報
- ③ゴミ等の不法投棄、流水や施設等に異常を発見した場合の通報
- ④その他気づいた事項の連絡
- ⑤年一回程度のモニター研修（現地研修及び意見交換）等への参加
- ⑥河川清掃、河川愛護PR活動等、当方にて主催する行事への参加

## 2. 活動範囲及び募集人員

- ①木曾川左岸－桑名郡木曾岬町源緑輪中（国道23号木曾川大橋）  
～愛西市立田町富安（立田大橋） 1名
- ②木曾川右岸－桑名市長島町福吉（国道23号木曾川大橋）  
～愛西市福原新田町（船頭平閘門） 1名

## 3. 応募資格

上記「2. 活動範囲…」のいずれかの近隣にお住まいの方で、河川に接する機会が多い方及び河川愛護に関心を持ち、上記の「1. 活動内容」を実施できる20歳以上の健康な方。

## 4. 委嘱方法と任期

国土交通省中部地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間です。（ただし、制度の改正等により任期満了以前に委嘱を終了する場合があります。）

## 5. モニター手当

月額4,580円（金額は変更となる場合があります。）

（その他に、「1. 活動内容⑤」にてモニター研修等を実施した場合には、別途手当を支給します。）

## 6. 選考方法

- ・募集人員以上に応募があった場合には、年齢・地域構成、過去の活動など総合的に判断し選考させていただきます。
- ・募集人員内の応募者の場合においても、上記にて判断した結果、お断りする場合があります。また、希望以外のモニター活動範囲にお願いすることもあります。
- ・選考は、木曾川下流河川事務所にて実施します。
- ・選考結果は、郵送にて応募者に通知させていただきます。

## 7. 応募方法

別紙「河川愛護モニター応募用紙」に記入の上、**令和4年5月6日（金）まで**に郵送またはファックスして下さい。